

コメントマスターの更新について

今般、令和2年度診療報酬改定に伴いコメントマスターを公表しましたのでお知らせします。
なお、マスターファイルの変更点は以下のとおりです。

記

1 マスターファイルの変更点

現時点におけるマスターファイルの変更点は次のとおりです。

項番	項目名	内 容	備 考
3	区分		「コメントコード／区分」からの変更
4	パターン	設定値の追加 31:定型のコメント文に、診療行為コード（医科）を記録する。 42:定型のコメント文に、一部の数値を記録する。 50:定型のコメント文に、一部の年月日情報を記録する。 51:定型のコメント文に、一部の時刻情報を記録する。 52:定型のコメント文に、一部の時間（分）情報を記録する。	「コメントコード／パターン」からの変更 記載要領別表 I に基づく変更
5	一連番号		「コメントコード／一連番号」からの変更
2 3	コメントコード	項目の変更 (予備→コメントコード) モード :数字 最大バイト:9 項目形式 :固定 コメントごとに重複しない番号を設定する。 なお、先頭「8」(固定) + 項番4「パターン」 + 項番5「一連番号」(ゼロパディングした6桁)を組み合わせた番号となる。 新設、廃止及び変更	内訳は公表マスターの項番1「変更区分」を参照 3:新規 5:変更 9:廃止

項番	項目名	内 容	備 考
24	公表順序番号	項目の変更 (予備→公表順序番号) モード : 数字 最大バイト: 9 項目形式 : 可変 記載要領別表 I を例にコメントの順序番号を設定する。	

2 コメントコードの経過措置

<診療報酬請求書等の記載要領>

<p>II 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領</p> <p>第3 診療報酬明細書の記載要領</p> <p>2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項</p> <p>(20) 「初診」、「再診」、「医学管理」、「在宅」、「投薬」、「注射」、「処置」、「手術・麻酔」、「検査・病理」、「画像診断」、「その他」及び「入院」欄について</p> <p>ア … (略) …</p> <p>なお、電子レセプトによる請求の場合、別表Iの「レセプト電算処理システム用コード」欄にコードが記載された項目については、令和2年10月診療分以降、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格」に基づき、該当するコードを選択すること。なお、令和2年3月31日以前から適用されているコードについては、令和2年9月診療分まで選択して差し支えないこと。</p> <p>… (略) …</p>

※ 歯科及び調剤についても、同様。

- (1) 記載要領別表Iに記載されているコメントコードについては、コメントマスターの項番21「変更年月日」に「20200401」（令和2年4月1日）を設定する。ただし、「コメント文／漢字名称」が32文字を超えるコメントコードについては、「20200701 令和2年7月1日」を設定する。
- (2) 下表のコメントコードについては、令和2年6月30日までの間、「コメント文／漢字名称」を変更しない。

コメントコード	コメント文／漢字名称	
	令和2年6月30日までの設定	令和2年7月1日以降の設定
820100367	調剤技術上の必要性	調剤料（内服薬）：配合不適等調剤技術上の必要性から個別に調剤した場合
820100368	内服用固形剤と内服用液剤	調剤料（内服薬）：内服用固形剤（錠剤、カプセル剤、散剤等）と内服用液剤の場合
820100369	服用方法が異なる	調剤料（内服薬）：内服錠、チュアブル錠及び舌下錠のように服用方法が異なる場合